

落札後の手続き

公売財産を落札した方は、以下の手続きをお読みください。

1. 電話での連絡

1. 入札期間終了後、最高価申込者（または代理人）となった方に、落札した公売財産の売却区分番号・連絡先などのご案内を電子メールにて送信します。この電子メールは入札終了後に送信します。
※入札したYahoo! JAPAN ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、同じ画面で落札後の連絡先を確認しご連絡ください。
2. **電子メールに記載された連絡先に必ず電話連絡をお願いします。**
連絡の際に、売却区分番号・住所（所在地）・氏名（名称）・日中の連絡先・買受代金の納付方法及び公売財産の引き取り方法などを連絡してください。

※電話受付時間：平日 午前9時から午後5時までです。

2. 買受代金の納付

1. 納付していただく金額
落札価額 - 公売保証金
2. 買受代金の納付期限は、鹿児島市から送信する電子メール又は公売物件詳細画面でご確認ください。
3. 納付期限までに買受代金の納付を確認しなければなりませんので、早めの納付をお願いします。
4. 買受代金の納付方法は次のとおりです。
 - (ア) 銀行口座への振り込み
 - ・振込先口座は鹿児島市から送信する電子メールのご案内します。
 - ※振込手数料は、買受人の負担となります。**
 - ※類似の口座名にご注意ください。
 - (イ) 現金書留での送付（買受代金が50万円以下の場合に限ります。）
※郵送料などは、買受人の負担となります。
 - (ウ) 郵便為替による納付
 - ・郵便為替により買受代金を納付する場合、郵便為替証書は、発行日から起算して175日を経過していないものに限りします。
 - (エ) 鹿児島市役所に直接持参
 - ・銀行振出の小切手は、鹿児島手形交換所管内のもので、かつ、振出日から起算して8日を経過していないものに限りします。
 - ・受付時間は、午前9時から午後4時までです（土・日・祝祭日を除きます）。
5. 買受代金の納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、その財産を買い受けることができなくなり、事前に納付された公売保証金は没収し、返還しません。
6. 買受人ご本人または代理人が直接来所の場合、買受代金の納付を行う場合は、買受代金のほか、「3 公売財産の引渡」の1(ア)または(イ)に掲げる書類などを持参する必要があります。

3. 公売財産の引渡

公売財産の引渡は、買受代金納付時の現況有姿で行います。また、原則として、鹿児島市の事務室内で行います。

1. 直接来所のうえ引渡を受ける場合
 - (ア) 買受人が持参すべき書類等
 - ・ 鹿児島市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの
 - ・ 来所者の身分証明書（住所、氏名が明記され本人の写真が貼付されているもの。法人の場合は商業登記簿抄本）および印鑑
 - (イ) 代理人が持参すべき書類等
 - ・ 「委任状」
 - ・ 買受人の住所証明書（注：代理人のものではありません）
 - ・ 買受人の印鑑証明書（注：代理人のものではありません）
 - ・ 鹿児島市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの
 - ・ 来所者の身分証明書（住所、氏名が明記され本人の写真が貼付されているもの。運転免許証など）および印鑑
2. 送付による引渡を希望する場合
事前に提出すべき書類（郵送願います。郵送料は買受人などの負担となります。）
 - ・ 鹿児島市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの
 - ・ 本人確認ができる書類（運転免許証の写し、住民票など）
 - ・ 「送付依頼書」
3. 売買代金納付時に引渡を受けない場合
事前に提出すべき書類等（郵送願います。郵送料は買受人などの負担となります。）
 - ・ 鹿児島市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの
 - ・ 本人確認ができる書類（運転免許証の写し、住民票など）
 - ・ 「保管依頼書」